

## 専修学校の設置基準に係る見直しについて

内閣府  
文部科学省

- 地域主権戦略大綱（平成22年6月22日閣議決定）において、「専修学校の設置基準等については、地方公共団体からの具体的な要望等を確認し、支障がない場合には、当該部分について、基準自体の見直し又は基準の条例委任を行う。」とされているところ。
- 同大綱を受けた措置として、本年度及び平成23年度において、次に掲げる措置を講ずる。
  - ・通信制・単位制の導入等の都道府県からの要望に応えるため、専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）について、本年度内を目途として改正を行う。
  - ・現行の専修学校設置基準において特に定めがない事項であって、条例等により都道府県が基準を定めることが可能である事項については、これを明確化し、平成23年度の早い時期に都道府県に周知する。
- 各地方公共団体における自主的な取組の推進に資するよう、今後も、専修学校の設置基準の規定について、地方公共団体から具体的な見直しの要望等があり、支障がないときは、当該部分について、基準の条例委任等を含めた検討を行うこととする。